

8 勤労者自身による払い込み

	頁
(1) 財形制度の有無、貯蓄制度の種類別採用企業数割合	1
(2) 財形貯蓄制度を導入していない理由	2
(3) 財形貯蓄制度の利用理由	3
(4) 財形貯蓄制度を利用したことがない理由	4
(5) 基礎年金番号の概要	5
(6) 公的個人認証サービス	7
(7) 金融番号制度に住基ネットを活用することについて (政府税制調査会資料より抜粋)	8

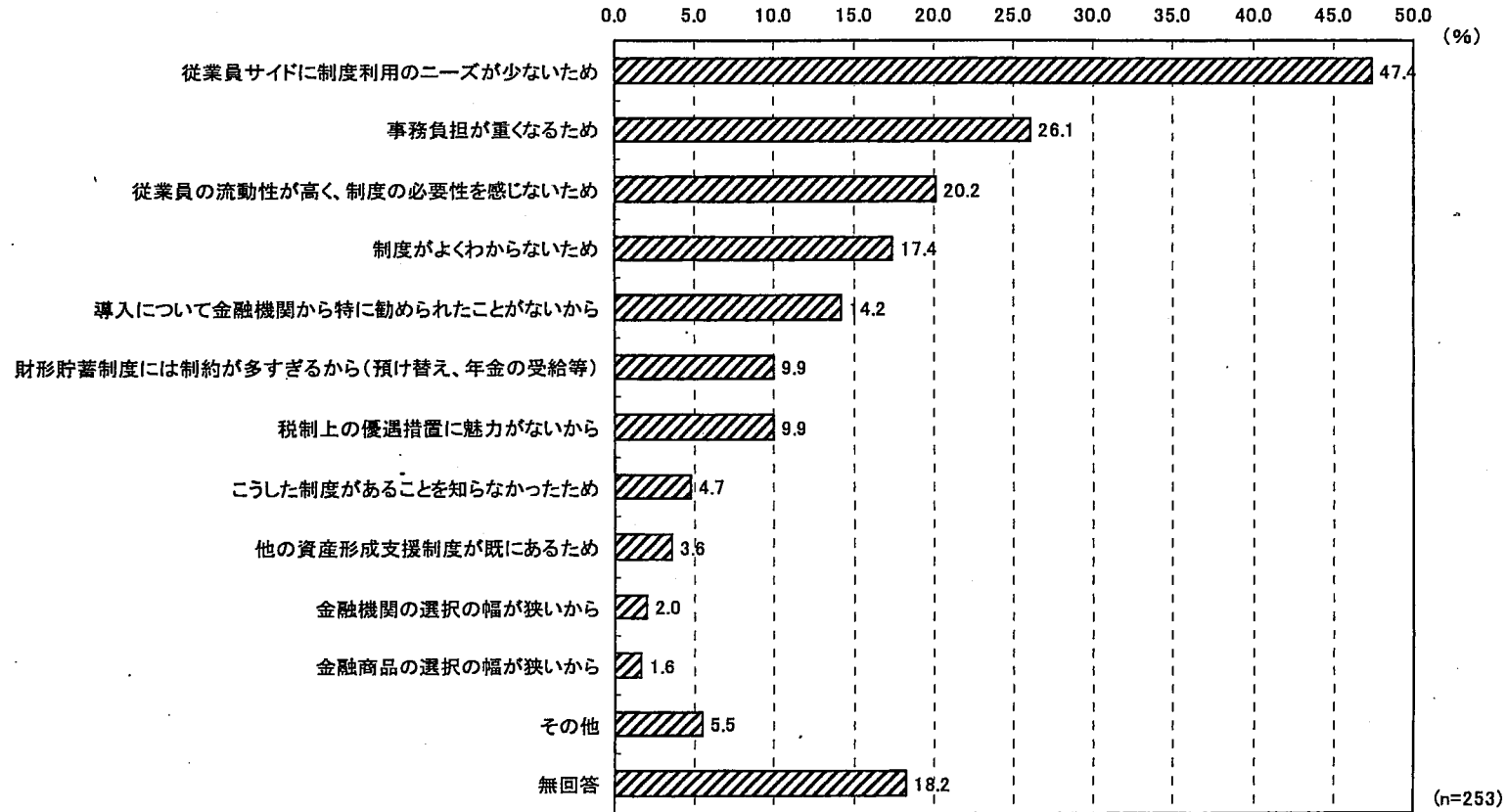
財形制度の有無、貯蓄制度の種類別採用企業数割合

(単位 %)

年・企業規模 ・産業	合計	貯蓄制度 がある	貯蓄制度の種類					貯蓄制度 がない	
			財形貯蓄	一般財形 貯蓄	財形年金 貯蓄	財形住宅 貯蓄	社内預金		その他
平成8年	100.0	69.1	66.5	63.2	36.1	35.2	8.6	6.0	30.9
平成11年	100.0	65.2	61.8	58.6	36.4	34.6	7.4	5.8	34.8
平成16年	100.0	57.4	54.5	52.7	30.0	28.4	4.6	5.3	42.6
(平成16年企業規模別)									
1,000人以上	100.0	90.8	89.0	86.2	78.3	82.4	14.3	10.8	9.2
100~999人	100.0	70.7	66.6	65.0	45.4	46.4	6.7	7.0	29.3
300~999人	100.0	80.5	76.7	75.4	63.5	64.4	8.3	7.0	19.5
100~299人	100.0	67.6	63.4	61.7	39.7	40.7	6.2	7.1	32.4
30~99人	100.0	51.1	48.6	46.8	22.3	19.5	3.5	4.5	48.9
(平成16年産業別)									
鉱業	100.0	67.6	59.3	55.6	27.8	34.3	5.6	5.6	32.4
建設業	100.0	53.2	49.2	49.0	25.3	23.7	7.1	7.5	46.8
製造業	100.0	63.5	61.0	59.5	36.4	32.2	4.7	5.8	36.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.8	79.9	77.6	64.4	57.9	10.8	6.8	16.2
情報通信業	100.0	81.7	80.2	75.6	52.9	64.2	2.8	2.9	18.3
運輸業	100.0	37.8	34.8	33.7	14.3	14.8	4.4	3.7	62.2
卸売・小売業	100.0	64.2	60.4	57.5	34.0	30.2	4.5	6.8	35.8
金融・保険業	100.0	84.0	82.9	80.9	66.2	67.5	9.4	6.4	16.0
不動産業	100.0	47.3	46.3	46.0	32.3	31.4	3.5	2.5	52.7
飲食店・宿泊業	100.0	51.8	47.4	46.7	18.5	17.0	4.7	7.7	48.2
医療・福祉	100.0	29.9	27.0	24.9	12.1	15.0	1.9	3.0	70.1
教育・学習支援業	100.0	53.7	52.9	50.3	19.8	21.7	6.1	4.4	46.3
サービス業	100.0	47.9	45.9	43.4	22.1	22.7	3.2	2.3	52.1

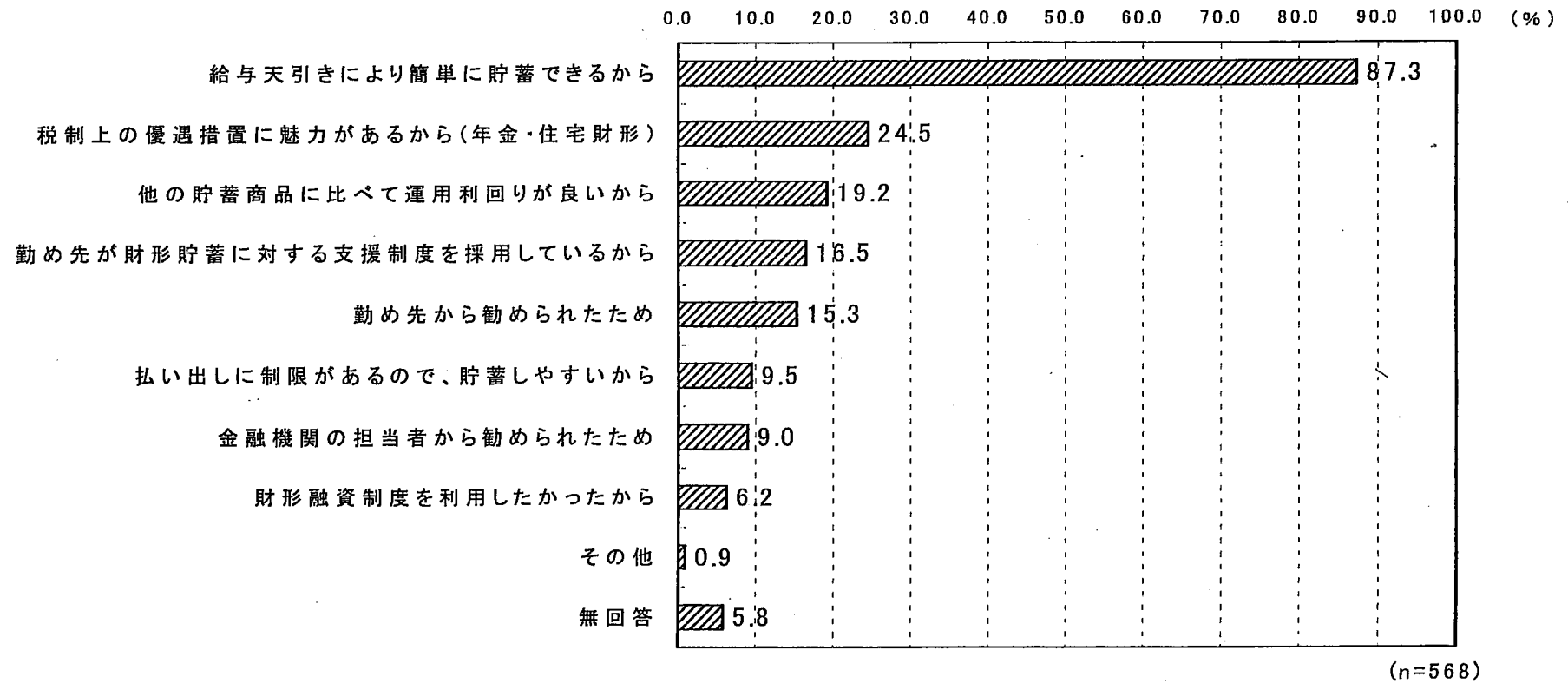
資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」

財形貯蓄制度を導入していない理由〈企業調査〉



資料出所：(株)ニッセイ基礎研究所「企業内福利厚生のあり方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について」(平成14年度厚生労働省委託調査研究)

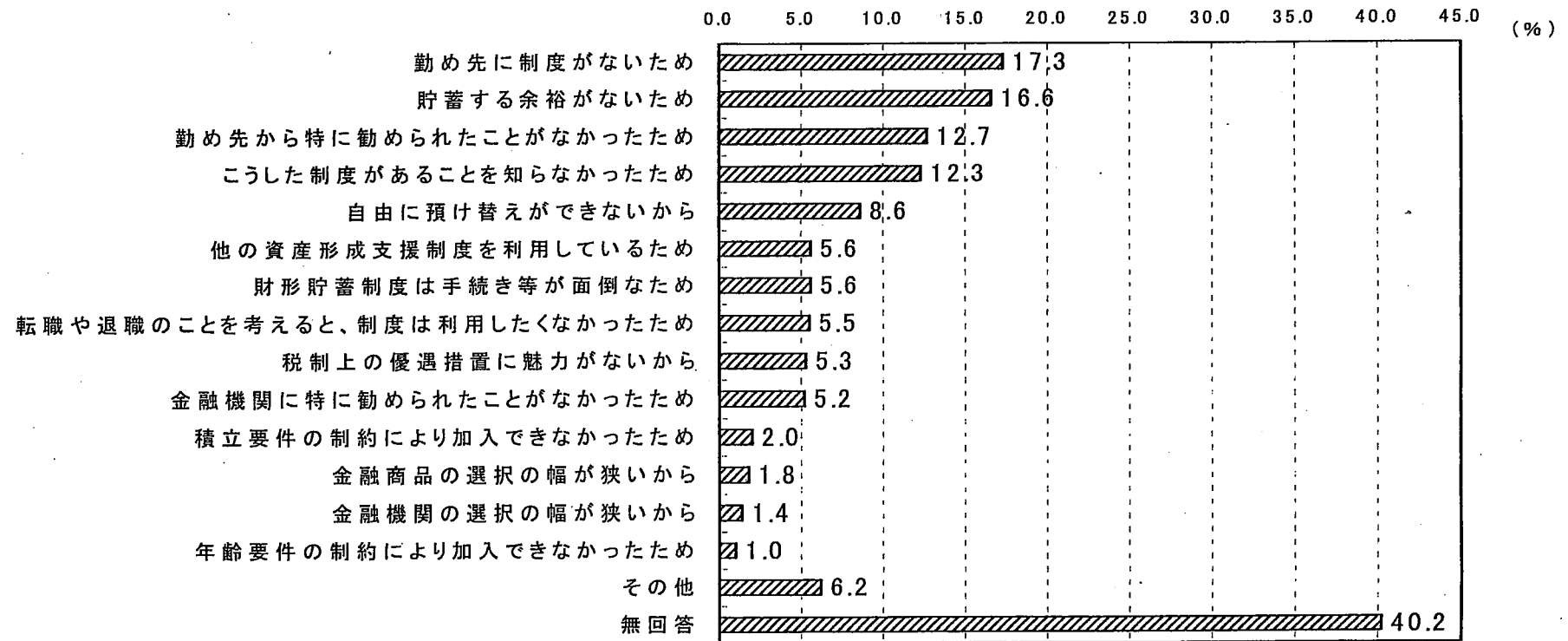
財形貯蓄制度の利用理由<個人調査>



注：財形貯蓄制度のうち、いずれかの制度を利用したことがある個人について。複数回答。

資料出所：(株)ニッセイ基礎研究所「企業内福利厚生のある方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について」(平成14年度厚生労働省委託調査研究)

財形貯蓄制度を利用したことがない理由<個人調査>



(n=1,028)

注：財形貯蓄制度のうち、いずれかの制度を利用したことがない個人について。複数回答。

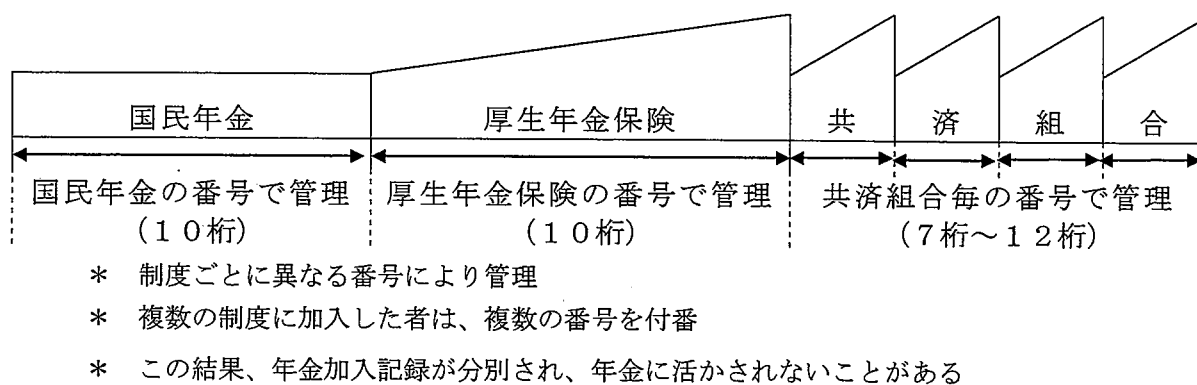
資料出所：(株)ニッセイ基礎研究所「企業内福利厚生のあり方と今後の勤労者財産形成促進制度の課題について」(平成14年度厚生労働省委託調査研究)

基礎年金番号の概要

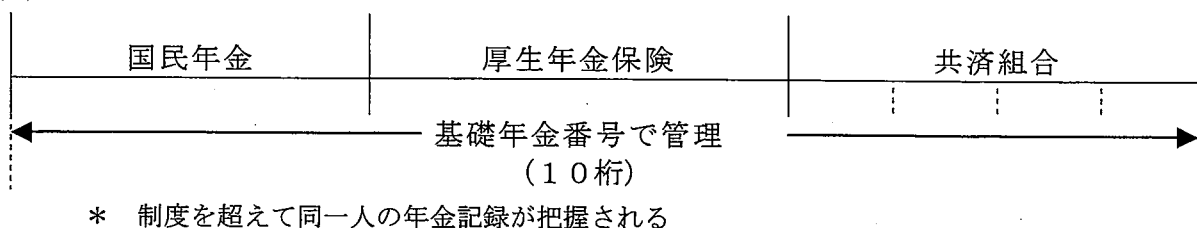
1 基礎年金番号実施の趣旨

- 昭和60年の年金改正により、全国民に共通の基礎年金が導入されるとともに、被用者年金制度（厚生年金、共済年金）は基礎年金に上乘せする制度として再編成された。
- 加入者の記録は国民年金、厚生年金、共済組合ごとの年金番号により別々に管理されてきたため、加入者一人ひとりについて、国民年金、厚生年金、共済組合を通じた生涯の加入記録をまとめて把握することが困難であり、適用や手続きの面でさまざまな問題が生じていた。
 - ※ 過去の加入記録の一部が繋がらないことにより、年金が低くなったり、極端な場合には無年金となる。
- このため、すべての制度間で共通に使用する「基礎年金番号」により、年金保険者である社会保険庁において、各制度間を異動する加入者などに関する情報を的確に把握する仕組みを構築することとした。

(従来)



(現在)



2. 基礎年金番号の効果

(1) 年金給付事務の迅速・的確な実施

基礎年金番号を使用して国民年金、厚生年金、共済組合の加入記録が正確に把握されることにより、複数の制度に加入していた方についても、年金相談や年金裁定処理がより迅速かつ的確に行われる。

(2) 各種届出の簡素化

複数の年金受給権を有する者の氏名や住所の変更届、現況届及び死亡届については、一つの年金について届出を行うことにより他の年金についても処理が行えることから、届出の簡素化が図られる。

3. 基礎年金番号管理ファイルの収録項目

(1) 重複付番がなく生涯一人一番号として確実に管理するための本人特定項目として、次の項目を収録・管理する。

- ① 基礎年金番号
- ② 漢字氏名及びカナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所（漢字）

(2) 基礎年金番号をキーとして、次の公的年金加入者情報を収録する。

- ① 被扶養配偶者情報
- ② 加入制度情報
- ③ 年金給付情報

4. 運用開始

平成9年1月